

第 4 日

1. 令和4年6月10日午前10時00分招集

1. 令和4年6月10日午前10時00分招集

1. 令和4年6月10日午前11時05分招集

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 亀崎清貴 2番 千々岩繁 3番 木原泰代

4番 荒木宏太 5番 白木淳 6番 齊木幸男

7番 坂本敏彦 8番 竹下周三 9番 秋丸要一

10番 笹渕賢吾 11番 蒲池恭一 12番 高木洋一郎

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 有働和明 書記 鴨川奈々

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長 石原佳幸 副町長 松尾栄喜

教育長 米田加奈美 総務課長 中嶋光浩

総合支所長兼住民課長 石原康司 建設課長 中嶋啓晴

農林振興課長兼農業委員会局長 上原克彦 税務住民課長 松尾修

まちづくり推進課長 坂口圭介 保健子ども課長 宇野貴子

福祉課長 樋口幸広 商工観光課長 中原寿郎

学校教育課長 下津隆晴 社会教育課長 池上圭造

特養施設長 前渕康彦 病院事務部長 高木浩昭

会計管理者 大山和説

12. 議事日程

日程第1 議案第34号 和水町り災見舞金条例の一部改正について

日程第2 議案第35号 和水町道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

日程第3 議案第36号 令和4年度和水町一般会計補正予算(第1号)

日程第4 議案第37号 令和4年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第38号 令和4年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第39号 令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)

- 日程第7 議案第40号 令和4年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第41号 令和4年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第42号 令和4年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第43号 令和4年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第44号 令和4年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第45号 令和4年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第46号 熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第14 議案第47号 財産の無償貸与について（菊水ロマン館駐車場）
- 日程第15 報告第1号 令和3年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第16 報告第2号 令和3年度株式会社 菊水ロマン館の決算報告について
- 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 同意第6号 和水町教育委員会委員の任命について
- 日程第23 閉会中の継続審査について
- 日程第24 閉会中の継続調査について
- 日程第25 議員派遣について

開議 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

上程された議案に対する審議、採決となっております。

日程第1 議案第34号 和水町り災見舞金条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、議案第34号「和水町り災見舞金条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号「和水町り災見舞金条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり決定されました。

日程第2 議案第35号 和水町道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、議案第35号「和水町道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号「和水町道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 令和4年度和水町一般会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、議案第36号「令和4年度和水町一般会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 白木君

○5番（白木 淳君） 5番、白木です。予算書の24ページの節18、学校給食費補助金についてでございます。

今回の補正で学校給食費補助金として1,560万1,000円の予算が組まれております。事業の目的等々はこの前の資料から、保護者への経済的負担ということで書いてあったかと思えます。老いも若きも関係なくこの災難に遭っているような状態で、いろいろな方が言われましたけども、高齢者向けのメニューが少なかったと、私もちょっと思っているところです。

それで、一般質問などで基金を創設して、それから今後、ふるさと納税等を活用してやる、今

回の件とはちょっと違うかもしれませんが、そういう見通しが立たないようなふるさと納税、今年5億円とか6億円とか行った。しかし、来年は2,000万円かもしれないし500万円かもしれない。それはちょっと難しいところですけども、そういうところを充てるといような説明があったかと思います。そういうふうなふるさと納税とかを使って、これから先、1回補助金などが出されて無料化になりますと、やはり親御さんたちはずっと無料で行けるものだと思われると思います。

去年だったですかね、山鹿市がこういうコロナの補助金を使って1年間無料になったと。しかし、また上がって「あれはただになったんじゃないのかい」と、誤解を生むようなことがあっております。そういったところをどう考えておられるか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

一般質問でもお答えしておりますとおり、今年度につきましてはコロナ交付金を活用しまして半額補助を実施したいというふうに考えており、次年度以降につきましては、財源の確保が第一だと考えておりますので、財源の確保を行いまして、継続して実施できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木 淳君） 今のところはまだちゃんとしたことは決まっていないという感じかなというふうに、私はお見受けしました。

それと、この町民みんなが子育てをしている世帯ばかりではないということは御存じだと思います。私を支持してくださる方の中にも、子供がおられない、できない世帯というか、また、独身の方、特に私どもが住んでいる地区では独身の男性が多いと。そういった中で、子供がいたりすると、税金なんかの控除も結構、大きなものですけど、その方が言われるには、「大した控除もなく税金ばかりが取られていき、年金もどうなることかわからない」と。「助け合いという面でわからなくはないけども、やはりあまりにもちょっと子育てとか高齢者とかにお金をやり過ぎじゃないか」とか、そういう意見も私もやはり受けるんですよ。

そういったときに、私がどう説明していいかわからないときがやはりあるんですよ。私なんかは、やはり子供がいるからそういう子育てに対するお金が出たりしますと、大変助かったというふうに今までも記憶しております。

しかし、そういう方に対して私が説明を求められたときに、説明の仕方がちょっと分からないので、もしこういう方がお話に町長のところに来られたりすると。そのときにどういうふうにお答えになるか、教えていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 白木議員、質疑はこの予算案についての質疑ですので、今の質問は一般質問のようでございますので、よろしいですか。

○5番（白木 淳君） まあそうですね、駄目ですか。はい、分かりました。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木 淳君） では続きまして、ちょっと答えられないみたいですので、今回の件について、私は補正に対して反対討論も考えておりました。

しかしながら、やはりいろいろな予算が入っています。私1人がこの1つのことに固執してこれを反対するわけにはいきませんので、私は、このことについては反対します。でも、補正には賛成するつもりでおります。

最後に、コロナで本当に困っている方は、町長、誰だと思われるか、お答え願います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。コロナの影響というのは、もうあらゆる世代に出ていると思います。子育て世代ももちろんそうですし、高齢者世帯もそうでございます。

今回のコロナ交付金につきましては、物価の高騰や原油の高騰に対応するためにということで、経済的支援をとということで子育て世代への給食費の補助を実施しているものでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） すみません。和水町一般会計補正予算書の23ページです。

9款消防費、1項消防費の災害対策費の中の総合防災マップ作成業務委託料について、ちょっとお伺いしたいと思います。

これを作成するに当たっては、有識者の方ですとかまた住民の方とかそういった方々を入れた検討委員会なり協議会なりそういったものをつくられてから、マップの新たな作成をされる予定であるのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 亀崎議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正で計上してまます総合防災マップの作成業務委託料でございますけども、こちらのほうは昨年から今年にかけて、県のほうで洪水時の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域そういったものが見直しされましたので、以前、作られておりました本町の防災マップ、そちらのほうを総務課主体で見直しを図るということを考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） せっかく作られるのであれば、ぜひ地元の自主防災組織、和水町は自主防災組織の組織率100%というふうになってますけど、最近、コロナの情勢もあってなかなか活

動がされていないような状況もございますので、せっかく作成されるなら、2年前の水害のときにははっきり言って私が住んでいる神尾地区においては、私、当時、消防団の部長をしておりまして、分団長が住む野田区から上大田黒区に抜けての道が冠水して分団長は出てこれない。また、副分団長は平野の居住しておりまして、平野から津田に向けて出てこれないといった結果、443号線が和仁川が超えてきまして入ってきました。町役場、町長、総務課に尋ねましたけども、まずカラーコーンが三加和町の三加和総合支所のほうに既になくて、そして三加和総合支所に行こうと思っても、もう火葬場の下辺りが冠水して通れないというふうな状況でした。ただ443号線も夕方の時間帯で交通量が取れないというふうなこともございました。

私が言いたいのは、災害時、一般質問でもあったかもしれませんが、経験をされていらっしゃる方、そういった方々、確かに今年度頭に県の中小河川のやつが改正がされているのも存じ上げてますけども、本当に災害があったとき、そういったことも教訓として、知っていらっしゃる方々を有識者なりまたその地区の区長さんでもいいんですけども入れながら、いろいろな人たちの意見を入れながら、よりよい防災マップを作られたほうが、その後の自主防災組織の活動にも転用しやすいのかなというふうに考える次第でございますので、ぜひ作成するに当たってはその辺も留意していただきながら、お作りいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 提案ということでよろしいですね。

○1番（亀崎清貴君） はい。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 19ページの農地集積集約助成金について、お聞きしたいと思います。

6月ということで、今回、骨格予算の中で432万2,000円計上されています。本来でありますと、これは新規の賃貸借の助成金ということでした。今までは再更新に関しても補助が出てましたけれども、今回、今年度からこれをなくされたことに対しての我々に対する説明が常任委員会でもありませんでした。

そのことについて、農林振興課長、説明をお願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長兼農業委員会局長（上原克彦君） 蒲池議員の御質問にお答えします。

以前、交付していたものが、昨年度まで交付していたものが農地流動化事業補助金というものでございました。これは農用地の有効利用と農地保有の合理化、生産性の高い農業構造の確立に資することを目的として交付していたものでございます。

その中には、目的の1つといたしまして、ヤミ小作の解消ということもございました。この補助金につきましては、平成19年度から施行しておりまして、昨年度までで15年間を経過しているところでございます。農業委員の方々そして最適化推進委員の方々の御尽力によりまして、現在では農業委員会への届出も定着してきたところでございます。このため、事業の目的の一部は達成したものであるということで、再設定の部分につきましては廃止をさせていただいております。

また、今後も農地の集積、集約化は引き続き、推進する必要がございますので、以前の農地流動化事業補助金を廃止いたしまして、今回、新たに農地集積・集約助成事業ということで組替えを行いまして、新規設定だけにさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 「目的は達成された」ということで、確かに遊休農地等の解消にはこの助成金が果たした役割はあったのかなと思います。

ただ、この事業はなかなか前の市町村に聞きますとない事業でした。私も農業者でもありますが、実は稲作はあまりしてなくてあまりないんですけど、ただ、昨年の米価の下落等を考えますと、これを今、早急になくすことこそが遊休農地がまた増える、耕作放棄地が増える一助になるんじゃないと思います。

どうか、この集約助成金、名前は変えられてもいいですけども、こういう政策はどうしてもこの基幹産業である我が和木町にとって必要な助成金だと思いますので、9月くらいに補正予算等を組んでいただければありがたいと思いますけれども、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。農地集積・集約助成金につきましては、今年度からの事業で内容を変更しております。中身については、今後、調査研究をしながら進めてまいる必要があると思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） まだまだこれをなくすため15年間されたことが、これはもう当たり前のように和木町地区はなっています。

その中に、急になくされて、我々議会としても全然、聞かなくて、寝耳に水というような状況でした。どうしてもこの助成金、名前を変えられてもいいですけども、9月の定例会では補正を組んでいただいても復活させていただきたいなという私も思いでございます。

また、常任委員会等でもしっかり審議させていただいてしていただいて、そしてまた、執行部のほうに要望ができればと思っておりますの、どうぞその折には、町長、しっかりと考えていただきますようお願い申し上げます。

答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。内容のほうを精査して、今後の政策のほうに生かしたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番 笹淵君

○10番（笹淵賢吾君） 20ページになります。前のページの農業総務振興費、この中の2点、お聞きをしたいと思います。

1つ目は、米経営者次期作支援金1,800万円から質問したいと思います。これは、全協でも説明がありましたが、30アール以上の農家に対して令和4年度の米作農家に対しての支援金という形で説明がありました。

例えば、30アールといいますと、種目は30アールだと実際の栽培面積というものが約1割ほど減らされるので、そうすると30アールまでに満たないというふうになりますが、逆に言いますと、34アールほどないと3反まで満たないというふうに、その辺はどういう風に理解していいでしょうか。

それと、例えば、ハウス農家とかいろいろありますけれども、そういったものは全く除外して、とにかく米を作るということで30アールというふうに決まっているのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長兼農業委員会局長（上原克彦君） 笹淵議員の御質問にお答えします。

30アールの定義というところでございますけれども、30アールは販売目的で作付された米ということで、その水田台帳、笹淵議員がおっしゃっているのは畦畔率8%を引いたところによるもので34アールを作らなければという御質問かと思っておりますけれども、おっしゃるとおり畦畔率を引いたところの面積で30アール以上の販売目的で作付された方々を対象にしているところでございます。

2つ目の「米だけか」というところでございますけれども、もちろん議員がおっしゃるように田んぼにハウス等を作付されている方もいらっしゃいますけれども、これは今回、支援するのは「米だけ」に限らせていただいております。

ハウス等におきましては、もう一つのメニュー、燃油高騰というところでの支援を考えているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番 笹淵君

○10番（笹淵賢吾君） この事業というのは、私は非常に評価できるかと思うんですが、ただ、30アール以外の農家でも販売農家はいますし、その辺はどういうふうにするのかと。

町長の公約で、「安定的に稼げるための農業支援、この中に、担い手の確保、跡継ぎ支援員を充実し、安定した経営の実現への支援を充実します」と。担い手の確保というのが非常に、全体的に農業をやっている、米を作っている農家の担い手という位置づけがあって、私は評価できる

というふうに思うんですが、米を作っている農家の皆さんの果たしている役割は、ただ販売するというだけではないと私は思うんですね。

というのが、温暖化の中で、あるいは水害を防止するための水田に水を張って、そこで環境を保護するという役割も水田は果たしておりますので、30アール以下ということで区切るのではなくて、全面的にとにかく水田を作っている人は補助するという立場がやはり必要だと私は思います。

それからもう一点、大事なことは、令和4年度の米作りということでの補助ですけれども、物価が非常に値上がりをしていますね。令和4年度の秋肥、6月から10月の肥料価格、これが非常に大幅に上がるということを全国農業協同組合連合会、JA全農が決定をしてくれていますが、中国の輸出規制、それからロシアのウクライナ侵攻、世界有数の肥料輸出国からの輸出が停滞をしているということで、世界的に原料到達の行く先に対する不安が高まっています。

このような情勢を受けて、窒素、リン酸、加里の国際市況の全てが史上最高値で上昇しているという状況なんですね。今後も高い水準で推移すると見込まれますと、こういうふうに書かれております。

それで、では窒素関係で単費では尿素が何と94%も値上がりをする。これは輸入の関係ですけども、それから国産の尿素についても73%値上がりをするということなんですね。リン酸はどうかと言うと、化成肥が25%値上がりをする。加里質は塩化カリとして80%も値上がりすると。

○議長（高木洋一郎君） 端的に質疑をお願いします。

○10番（笹淵賢吾君） はい、分かりました。

それで、そういう値上がりの中で、今年度の米作、米を作っていく農家の方が経費が高まっていくわけですね。そう面での支援が私は大事だと思うので、できれば今、出ましたけれども、今回はこれでいいとしても、9月議会の補正とかで、ぜひそういった30アール以下の農家にも支援するというのが私は大事だと思いますけども、その点について、伺いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 今の提案についてどう考えるかということですか。

○10番（笹淵賢吾君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長兼農業委員会局長（上原克彦君） 笹淵議員の御質問にお答えします。

まず、3反以上にこだわらず全ての農家を対象にしたところでございますけれども、まず、3反に決めたのが、ライン引きさせていただいたのが、1つ目は農業委員会の下限面積というところを取り入れております。

農地法におきましては通常、5反というところがございますけれども、和水町におきましては中山間地というところもございますので、和水町の農業委員会では下限面積を3反に引き下げているところがございます。その下限面積というのが、いわゆる農業者と認められるその農地の面積、耕作面積というところになっておりますので、下限面積を取り入れさせていただいているところがございます。

「小規模農家1反とか販売農家以外の方々も」ということでございましたけれども、今回につきましては、米価が下落したことによる支援ということで、販売農家の方々の支援ということで決めさせていただいているところでございます。

あと、小規模農家の方々もこの間の一般質問にもお答えいたしましたけれども、農業センサスのデータを見ますと、農業の従事者がずんずん減少しているところでございます。この減少を食い止める、歯止めをかけるためにはどうしたらいいかということも、私どもも考えているところではございます。兼業農家の方々は土日しか従事できない。高齢者の方々は全ての農業に対して従事できないというような理由をもって農業をリタイアされる方が多くあるんじゃないかということも私どもも考えております。

そういう方々をどうやって支援していくのかということで、一般質問でも申し上げましたとおり今後は組織化を持ったところで、その方々で役割分担を行ったところで地域ごとの計画を策定したところで、その農地を守っていく必要があるということで考えているところでございます。

あと2つ目の、経費が上昇するというところにつきましてですけれども、コロナ前から比べると、肥料のほうも1俵当たり300円程度、上っているところでございます。今度もまた令和4年度でも上がるというところではございますけれども、そういった経費につきましては、どうしても削減することはできない。そういったところに支援をというお言葉はありがたいですけれども、今後はその経費をどうやって削減すべきかということも考えているところです。

先ほどと同じ回答になりますけれども、組織化をもって大型機械等の共有化による経費削減というところができるばというところで検討しているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。質疑は簡潔にお願いいたします。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 今、言われましたように農家の皆さんは今、60代、70代が結構、多いんですね。そういう方で専業農家をされてきた方の意見を聞きますと、ハウス農家の方ですけども、やはり五、六反くらいで大体、30年、40年前というのはやっていたんですね。ハウスをやっていたから結局、米作の拡大ということはあまり視野になくて、ハウスでなすびを作ったりイチゴを作ったりという方が結構いらっしゃるんですね。

そうすると、五、六反田んぼは持ってるけれども結果的には3反以下の米を作っているという方が結構いらっしゃるんですね。その辺をぜひ考慮していただきたいと。今まで国民の食料を担ってきた方々ですので、そういう方にも支援するということが大事ではないかなというふうに私は思います。

それから、2つ目の農業機械等整備補助金1,083万5,000円ですが、これは認定農家への機械購入に対する補助金ということで考えていいのでしょうか。3月の議会では、町長も代わられるかもしれないということで骨格予算であったかと思っておりますので、その辺をお聞きをしたいと思っております。

続きまして、多分、二、三年前にこの農業機械補助金というのが認定農家の皆さんには何か2

割くらいの補助に減少してたんですね。以前は3割補助ということでやられたんですが、いつの間にか2割になってるなという、私のほうに通知が来たときにそういうふう感じたもんですから、それが2割だったらぜひ3割に、元に戻していただきたいということも提案したいと思います。

以上、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長兼農業委員会局長（上原克彦君） 笹淵議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の認定農業者だけかというところでございます。

先ほども申し上げましたとおり今は組織の推進も図っておりますので、その観点からも組織に対して、機械利用組合、営農組織、法人、そういったところにも補助を出しているところがございます。

あと、補助率でございますけれども、おっしゃいますように認定農業者につきましては基本的には2割というところでございますけれども、営農組織のほうにつきましては、設立から3か年を経つまでは50%補助というメニューもございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第36号「令和4年度和水町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号 令和4年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、議案第37号「令和4年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第37号「令和4年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号 令和4年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第5、議案第38号「令和4年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号「令和4年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第6、議案第39号「令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第39号「令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」は、原案の

とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 令和4年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算(第1号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第7、「議案第40号 令和4年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第40号「令和4年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 令和4年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第8、議案第41号「令和4年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第41号「令和4年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 令和4年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第9、議案第42号「令和4年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第42号「令和4年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 令和4年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第10、議案第43号「令和4年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第43号「令和4年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号 令和4年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11、議案第44号「令和4年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第44号「令和4年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第45号 令和4年度和水町病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第12、議案第45号「令和4年度和水町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第45号「令和4年度和水町病院事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第46号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について

○議長(高木洋一郎君) 日程第13、議案第46号「熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第46号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第47号 財産の無償貸与について(菊水ロマン館駐車場)

○議長(高木洋一郎君) 日程第14、議案第47号「財産の無償貸与について(菊水ロマン館駐車場)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第47号「財産の無償貸与について(菊水ロマン館駐車場)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第15 報告第1号 令和3年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(高木洋一郎君) 日程第15、報告第1号「令和3年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長(中嶋光浩君) 報告第1号「令和3年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の御説明をいたします。

令和3年度和水町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出 和水町長石原佳幸でございます。

この繰越明許費繰越計算書は、地方自治法施行令第146条第2項において、繰越明許費にかか

る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないとなっており、令和4年3月定例会において、令和3年度和水町一般会計補正予算（第7号）で御承認いただいた繰越明許費について、繰り越しました事業名と翌年度繰越額の実績を繰越明許費繰越計算書にて御報告をさせていただきます。

次のページを御覧ください。

左から予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額を記載してあります。その右側には財源内訳が記載してあります。

上から順に、事業名とその内容、繰越額のみを御説明いたします。

まず、住民記録システム改修業務は、住民基本台帳法の一部改正に伴う住民記録システム改修業務分で237万6,000円です。

臨時特別給付金事業は、非課税世帯等への臨時特別給付金事業分で2,971万円です。

機構集積支援事業は、農業委員会の農地利用最適化推進員の使用するタブレット端末分で27万9,000円です。

土地改良事業事務経費は、ため池ハザードマップ作成業務分で4,180万円です。

肥後民家村施設管理運営事業経費は、河野家の茅葺屋根修繕工事分で372万9,000円です。

土木費補助事業経費は、令和3年度分の小災害に係る農道等の復旧工事分で600万円です。

町道維持管理事業は、町道松田線他3路線分で3,441万7,000円です。

江田高野線道路橋梁費は、工事3工区と舗装1工区分で1億2,062万7,000円です。

交付金修繕事業は、町道蛇田高野線の舗装修繕及び舗装構造調査業務委託分で3,838万円です。

町道整備事業は、町道浦部1号線他2路線分で4,053万5,000円です。

三加和公民館管理経費は、非常用発電機に係る工事分で110万円です。

農地等災害復旧事業は、令和3年度に被災した農地等の復旧工事分で7,660万1,000円です。

林業施設災害復旧事業は、令和3年8月豪雨により被災した中岳線、日平線の復旧工事分で1,508万6,000円です。

公共土木施設災害復旧事業は、令和2年度、3年度に被災した町道、町河川の復旧工事分で1億2,744万2,000円です。

繰越額の合計は5億3,808万2,000円となっております。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 本案について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号「令和3年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 日程第16、報告第2号「令和3年度株式会社 菊水ロマン館の決算報告について」を議題とします。

地方自治法第243条の3第2項に規定に基づき、株式会社 菊水ロマン館の決算状況は、先般、行われました全員協議会出の報告に代えさせていただきます。

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高木洋一郎君） 日程第17、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第21、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までを一括議題とします。

諮問第1号から諮問第5号について、提出者の説明を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 諮問第1号から諮問第5号までの御説明をいたします。

まず、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるというものでございます。

令和4年6月6日提出、和水町長 石原佳幸。

推薦者のお住まいは和水町用木2219番地2、高岡成輔氏でございます。生年月日は昭和37年1月30日生まれで現在60歳でございます。

諮問理由でございます現在、人権擁護委員を務めていただいております有働美千代委員の任期満了（令和4年9月30日）により、後任委員を推薦する必要があり、今回、議会の意見を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるというものでございます。

令和4年6月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

推薦者のお住まいは和水町高野1662番地、松葉利光氏でございます。生年月日が昭和32年2月20日生まれで、現在65歳でございます。

諮問理由でございますが、現在、人権擁護委員を務めていただいております庄山慶司委員の任期

満了（令和4年9月30日）により、後任委員を推薦する必要があり、議会の意見を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるというものでございます。

令和4年6月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

推薦者のお住まいは和水町竈門556番地1、中村精也氏でございます。生年月日は昭和27年4月15日生まれで現在70歳でございます。

諮問理由でございますが、現在、人権擁護委員を務めていただいています中村精也委員の任期満了（令和4年9月30日）により、後任委員を推薦する必要があり、議会の意見を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

今回の人権擁護委員の推薦につきましては、引き続き、中村精也氏をお願いするものです。

続きまして、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるというものでございます。

令和4年6月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

推薦者のお住まいは和水町西吉地1448番地、菅原友子氏でございます。生年月日は昭和34年10月4日生まれで現在62歳でございます。

諮問理由でございますが、現在、人権擁護委員を務めていただいています橋本古寿江委員の任期満了（令和4年9月30日）により、後任委員を推薦する必要があり、議会の意見を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるというものでございます。

令和4年6月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

推薦者のお住まいは和水町津田2214番地3、陶山えつ子氏でございます。生年月日は昭和32年8月23日生まれで現在65歳でございます。

諮問理由でございますが、現在、人権擁護委員を務めていただいています陶山えつ子委員の任期満了（令和4年9月30日）により、後任委員を推薦する必要があり、議会の意見を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

今回の人権擁護委員の推薦につきましては、引き続き、陶山えつ子氏をお願いするものです。

以上で、諮問第1号から諮問第5号の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） お諮りします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案理由の説明をいただきました。

諮問第1号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は承認することに決定しました。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をお諮りします。

諮問第2号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は承認することに決定しました。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をお諮りします。

諮問第3号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は承認することに決定しました。

諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をお諮りします。

諮問第4号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は承認することに決定しました。

諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をお諮りします。

諮問第5号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は承認することに決定しました。

日程第22 同意第6号 和水町教育委員会委員の任命について

○議長（高木洋一郎君） 日程第22、同意第6号「和水町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 同意第6号「和水町教育委員会委員の任命について」、御説明申し上げます。

和水町教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項及び第5項の規定により議会の同意を求めるというものでございます。

お住まいは和水町岩尻988番地、松村ともみ氏でございます。生年月日は昭和51年12月9日生まれで現在45歳でございます。

令和4年6月6日提出、和水町長石原佳幸。

提案理由でございます。

教育委員の任期満了により、地方教育行政の組織運営に関する法律第4条第2項及び第5項の規定により議会の同意を求めるとでございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

若干の補足を申し上げます。

教育委員の任期が令和4年8月18日をもって任期満了となりますことから、引き続き、保護者である者から選任されております松村ともみ氏を教育委員として任命したく、地方教育行政の組織運営に関する法律第4条第2項及び第5項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

松村氏は、現在、熊本県立熊本商業高等学校の商業科で非常勤講師として教壇に立っておられます。また、平成30年8月から和水町教育委員会委員として和水の未来をつくる児童生徒の育成に務めていただいております。よって、引き続き、教育委員として御尽力していただきたく議会の同意を求めます。

以上で、提案の理由の説明といたしますが、何とぞ御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第6号「和水町教育委員会委員の任命について」同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

日程第23 閉会中の継続審査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第23「閉会中の継続審査について」を議題とします。

各委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第24 閉会中の継続調査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第24、「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第25 議員派遣について

○議長（高木洋一郎君） 日程第25、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

○議長（高木洋一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

6月6日の開会以来、5日間、議員各位におかれましては諸議案について真摯に御審議を賜り、御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症ですが、ワクチン接種の効果もあり全国的に感染者数が減少しているところです。熊本県においても感染者数は横ばい状況が続いています。

本町においても、感染者数が250名を超えておりますが、6月下旬から4回目のワクチン接種が実施される計画です。引き続き、しっかりと感染防止対策をとり、ワクチン接種を進め、一日も早いコロナ禍の終息を祈るばかりであります。

執行部におかれましては、住民の皆様方の安全安心を確保するため、引き続き、十分な感染防止対策を講じられますようお願い申し上げますとともに、今定例会において成立しました諸議案の執行については適正なる運用をもって進められますとともに住民目線での行政に務められることをお願い申し上げ、閉会の御挨拶とします。

これをもちまして、令和4年第2回和水町議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員